

議案第7号

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日

西脇市長 片山 象三

(理由)

人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応業務に従事した職員に対する防疫手当の特例について、新たな項目を追加するため。

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年西脇市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
種類	支給区分 (略)	支給額	備考
2 防疫手当	(1) 感染症患者若しくは感染症の疑いのある者を収容し、又は感染症の病原体の付着し、若しくは付着の危険がある物件又は患者の消毒作業に従事した者	1件 300円	1件 300円
	(2) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した者	1日 3,000円	1日 3,000円
	(3) <u>新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置(2)に掲げるものを除く。</u> に係る作業に従事した者	1日 <u>1,000円</u>	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたって従事した場合は、 <u>1,500円</u> を支給する。
			(新設)
			(略)

(注)
1 (略)
2 新型コロナウイルス感染症とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、

(注)
1 (略)
2 新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。

人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの
をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年2月1日から適用する。